

---

## 監 査 委 員 公 表

---

### 監査委員公表第9号

平成27年9月30日付27長監第15号の監査結果の報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年12月11日

長崎県監査委員	石橋	和正
同	砺山	和仁
同	中村	和弥
同	山田	朋子

27 交 管 第 107 号  
平成 27 年 11 月 20 日

長崎県監査委員 石橋 和正 様  
長崎県監査委員 砺山 和仁 様  
長崎県監査委員 中村 和弥 様  
長崎県監査委員 山田 朋子 様

長崎県知事 中村 法道

印

### 監査の結果に係る措置について（通知）

平成 27 年 9 月 30 日付 27 長監第 15 号の監査結果の報告に基づき、下記のとおり措置を講じたので通知します。

#### 記

#### 1 監査対象機関 交通局

##### (1) 指摘事項

##### ア 未収金について

過年度未収金が、当年度末で 66,817 千円ある。

また、現年度未収金で 6 か月以上未納となっているものが当年度末で 384 千円ある。  
未収金の新たな発生を防止するとともに、引き続き回収に努めること。

##### イ 倉庫品の実地たな卸について

交通局財務規程で、企業出納員は毎事業年度末に実地たな卸を行い、その結果について、倉庫品受払明細書を作成すると規定されている。

しかしながら、企業出納員以外の職員がたな卸しを行っているものや事業年度末に実施していないものがある。

また、車両倉庫品については、倉庫品受払明細書を作成していない。

適正な事務処理を行うこと。

##### ウ 契約事務について

契約事務について、次のとおり是正すべき点があるので、適正な事務処理を行うこと。

##### (ア) 工事の施行伺いについて

工事の施行伺いについて、予算額のみを記載し、予定額及び算出根拠が記載されていないものがある。

(1) 中古車購入に係る予定価格について

中古車購入に係る予定価格について、予定額を上回る額を設定しているものがある。

エ 支払事務のチェック体制について

支払事務について、支払先の誤りや二重払いの事例がある。

支払伝票等のチェック体制を強化するなど、適正な事務処理を行うこと。

オ 会計処理について

交通局財務規程で、収納金はその日のうちに（やむを得ない場合は4日以内）現金払込書により出納取扱金融機関に預け入れなければならないと規定されているが、企画チャリティー販売収益金について、起票しないまま1か月以上現金で保管し、寄付している。

適正な会計処理を行うこと。

(2) 講じた措置

ア 過年度未収金につきましては、債務者に対する督促等に努めた結果、平成27年4月以降、10月末までに150,000円を回収いたしました。

また、現年度未収金のうち、平成26年度末で6か月以上未納となっていた384,417円についても、全額回収いたしました。

なお、債権管理に関しましては、「債権放棄に係る議決を求める基準」を定め、債権管理事務のさらなる適正化を図ることとしております。

引き続き回収を進めていくとともに、新たな未収金を生じさせないよう適正な債権管理に努めてまいります。

イ 倉庫品のたな卸につきましては、財務規程に則した処理の徹底について、改めて関係職員に対して周知を図るとともに、車両倉庫品につきましては、倉庫品受払明細書を作成しました。

今後とも関係規程に則り、適正な事務処理に努めてまいります。

ウ 契約事務の適正化を図るため、「契約事務にかかるチェックリスト」及び、契約・支払事務にかかる「関係規則等早見表」による確認について、改めて関係職員へ周知徹底を図ったところであります。

今後とも関係規程に則り、適正な事務処理に努めてまいります。

エ 支払事務の適正化を図るため、「契約事務にかかるチェックリスト」及び、契約・支払事務にかかる「関係規則等早見表」による確認について、改めて関係職員への周知徹底を図ったところであります。

今後とも関係規程に則り、適正な事務処理に努めてまいります。

オ 収納金の適切な会計処理については、改めて関係職員へ周知徹底を図ったところであります。

今後とも関係規程に則り、適正な会計処理に努めてまいります。

## 2 監査対象機関 交通局

### (1) 意見

#### ア 経営状況について

交通局を取り巻く経営環境は、軽油価格が当年度後半から下落傾向に転じたものの、東長崎地区の運賃値下げ等競争の激化や、また、依然として少子化等に伴う乗客の減少傾向が続いていることもあり、引き続き厳しい状況下にある。

このような状況のなか、平成 25 年度から平成 29 年度を期間とした「中期経営計画」を平成 26 年 3 月に見直し、経営基盤の一層の強化を図っているところである。

当年度においては、貸切事業の強化等に取り組んだことなどにより、中期経営計画に掲げる目標値は達成したものの、総収益は前年度に比べ減少している。

一方、人件費の増加や会計基準の見直しに伴う特別損失の計上等により総費用は前年度に比べ大幅に増加しており、会計基準見直しによる影響額を除いても、3 期連続の赤字となっている。

当年度の収支不足が発生した要因を分析のうえ、今後も中期経営計画に盛り込まれた路線の再編・強化、運行形態の見直しや貸切事業のさらなる強化など経営健全化策を着実に実施し、引き続き収支改善に努めるべきである。

また、長期的視点に立った人材確保や資産の有効活用についても検討すべきである。

### (2) 講じた措置

ア 交通局を取り巻く経営環境は、平成 26 年度の後半から軽油価格は下落傾向にあるものの、少子化等により乗客数が減少傾向にあるなど、引き続き厳しい状況にあることが見込まれています。

このような状況の中、平成 26 年 3 月に計画の見直しを行った中期経営計画に基づき、「乗務員の勤務形態の見直し」や「土日祝日から平日へ重点を置いた長崎市内線の大規模なダイヤ見直し」により、抜本的に運行形態を見直し事業構造の転換を図るなど、健全化策の着実な実施に向けて取り組んでいるところであります。

また、人材の確保については、新たに若者を対象とした大型自動車第二種運転免許の取得に要する資金の貸与制度を創設し、運転士の安定的な確保及び年齢構成の平準化を図ることとしております。

今後とも地域に必要な生活交通の確保や、長崎県の観光振興を基本として、県民生活の維持・向上に貢献していくことを念頭において、お客様の利便性向上と経営の健全化に努め、事業運営にあたってまいります。

長崎県監査委員 石橋 和正 様  
長崎県監査委員 砺山 和仁 様  
長崎県監査委員 中村 和弥 様  
長崎県監査委員 山田 朋子 様

長崎県知事 中村 法道

印

### 監査の結果に係る措置について（通知）

平成 27 年 9 月 30 日付 27 長監第 15 号の監査結果の報告に基づき、下記のとおり措置を講じたので通知します。

#### 記

#### 1 監査対象機関 長崎振興局長崎港湾漁港事務所

##### (1) 指摘事項

##### ア 過年度未収金について

過年度未収金が、当年度末で土地貸付料など 3,272 千円ある。  
未収金の新たな発生を防止するとともに、早期の解消に努めること。

##### イ 会計処理について

会計処理について、次のとおり是正すべき点があるので適正な会計処理を行うこと。

##### (ア) 深堀地区の受贈財産について

地方公営企業法施行規則では、補助金等をもって償却資産を取得し又は改良した場合においては、長期前受金勘定に整理するものとされていることから、資本剰余金に計上されている深堀地区の受贈財産（建物）の評価額については、長期前受金勘定に計上する必要がある。

また、当該受贈財産については、撤去予定であり使用価値がゼロとなっているとして、当年度、固定資産の減損会計を適用して全額を特別損失に計上していることから、上記長期前受金は全額収益化されなければならないが、資本剰余金に計上されたままになっている。

##### (イ) 有価証券の評価方法について

決算書の注記では、当会計が保有している有価証券（地方債）については償却原価法（定額法）により評価することとなっているが、期中の増減がまったく計上さ

れておらず、償却原価法（定額法）が適用されていない。

## (2) 講じた措置

ア 過年度未収金 2 件のうち、違約金に係る未収金については、平成 27 年 6 月末に一括回収を行い、解消いたしました。

残る土地貸付料については、今後も債務者との接触を図りながら、督促等により、回収に努めてまいります。

イ(ア) 深堀地区の受贈財産（建物）の評価額については、平成 27 年 6 月に資本剰余金から長期前受金へ振替処理を行いました。

なお、当該長期前受金については、今年度決算において、全額収益化することとしております。

(イ) 当会計が保有している有価証券（地方債）の評価方法について、償却原価法（定額法）に基づく過年度分の修正処理及び当年度分の振替処理を行い、期中における有価証券（地方債）の増加分を計上し、適正な資産及び収益計上を行っております。

## 2 監査対象機関 長崎振興局長崎港湾漁港事務所

### (1) 意見

#### ア 経営状況について

当年度の事業収支は、純損失が 113 億 3,101 万円となっており、その結果、累積欠損金は 127 億 4,852 万円と大幅に増加している。

当年度、純損失が生じた主な要因は、地方公営企業会計基準の見直しに伴う特別損失の増加によるものであるが、維持工事費の増加などにより、営業損益及び経常損益についても収支が悪化している。

当会計には土地造成に係る借入金等もなく、売却による収益はそのまま当年度の資金増となる。

当会計は平成 32 年度までに閉鎖されることとなっており、今後の維持補修工事については、必要性を十分精査のうえ実施するとともに、過去に投下した資金を回収する観点からも、積極的に土地売却を推進すべきである。

#### イ 土地売却について

当会計における造成土地の売却実績は、マリンヒル三京の販売が好調であった当年度においても 1.0ha にとどまっている。

当年度末で、長期貸付土地を除いた未売却地は 29.0ha であり、その 9 割弱は福田神ノ島、小江、沖平の 3 地区に残っている。

これら未売却地のうち工業団地については、売却促進のための条件整備を順次進めながら販売促進に努めているが、当年度の売却実績は 3 件、2,828 m<sup>2</sup>であり、前年度よりも減少している。

関係部局等との一層の連携を図りながら、平成 32 年度までの当会計閉鎖に向けて、さらなる販売促進に取り組むべきである。

また、住宅団地マリンヒル三京については、ハウスメーカーや不動産関係団体との業務提携などにより販売促進に努めた結果、当年度の販売実績は、販売目標の 15 区画

を大幅に上回る 31 区画となり、前年度よりも 14 区画増加している。

しかしながら、当年度末で、全区画 359 区画のうち 99 区画が未売却地として残っており、当会計閉鎖までの完売に向けて、引き続き販売促進に取り組むべきである。

## (2) 講じた措置

### ア 経営状況について

当会計の経営状況については、土地の原価割れ売却などにより、繰越欠損金を有する状況に加え、当年度、地方公営企業会計基準の見直しに伴い、たな卸資産の評価について低価法が義務づけられたことにより、多額の特別損失及び累積欠損金を計上しております。

景気低迷の影響により、土地の販売も低調な状態にありましたが、近年、住宅団地マリンヒル三京の販売状況は、販売手法の見直し等により増加傾向にあります。

平成 19 年度に借入金の全額償還を行った現状にあつては、費用のうち土地売却原価は預金として内部留保されているため、自己資本構成比率、流動比率ともに極めて良好な状態を維持しております。

一般管理費等、事業費用につきましては費用対効果を十分に考慮したうえで、より効率的な執行に努めるとともに、未売却地の早期売却に努めてまいります。

### イ 土地売却について

平成 27 年 11 月 26 日現在の土地の売却状況については、小江地区で 1 件(13,406.77 m<sup>2</sup>)、三重地区で 33 件(7,713.39 m<sup>2</sup>)、沖平地区で 2 件(3,350.73 m<sup>2</sup>)となっております。

工業団地の売却については、一括売却を基本としながらも、分割分譲を可能とし、面積区分での単価設定を設けております。また、分譲地の場所及び価格等を掲載したチラシを作成し、商工会議所等の関係団体へ情報提供を行っており、今後も製造業をはじめとする企業への販売促進に努めてまいります。

住宅団地マリンヒル三京につきましては、ハウスメーカーとの業務提携及び優遇制度の活用ならびに宅地建物取引業者との仲介報酬制度等の販売促進策を基本にしながら売却促進に努めております。

平成 27 年 11 月 26 日現在の残区画数は 65 区画となっており、引き続きハウスメーカーとの情報交換やテレビCM、住宅情報誌等のメディア、ラッピングバス、ホームページを活用しての広告宣伝等の販売促進策を講じながら、早期完売に努めてまいります。

当会計閉鎖まで、以上のような未売却地の販売促進に努めてまいります。